

平成27年白老町議会全員協議会議会議録

平成27年12月14日（月曜日）

開 会 午後 2時 5分

閉 会 午後 3時 7分

○議事日程

1. 第5次白老町総合計画基本計画の改定について
2. 白老町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略について
3. 東胆振定住自立圏共生ビジョンについて
4. 白老町過疎地域自立促進市町村計画（案）について

○会議に付した事件

1. 第5次白老町総合計画基本計画の改定について
2. 白老町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略について
3. 東胆振定住自立圏共生ビジョンについて
4. 白老町過疎地域自立促進市町村計画（案）について

○出席議員（14名）

1番	山田和子君	2番	小西秀延君
3番	吉谷一孝君	4番	広地紀彰君
5番	吉田和子君	6番	氏家裕治君
7番	森哲也君	8番	大淵紀夫君
9番	及川保君	10番	本間広朗君
11番	西田祐子君	12番	松田謙吾君
13番	前田博之君	14番	山本浩平君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

副町長	岩城辰己君
企画課長	高橋裕明君
財政課長	安達義孝君
財政課主幹	富川英孝君
企画課主査	貳又聖規君
企画課主査	野村規宗君

企画課主任 江 草 佳 和 君
企画課主事 安 藤 啓 一 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 岡 村 幸 男 君
主 査 増 田 宏 仁 君

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午後 2 時 5 分）

○議長（山本浩平君） 担当のほうからの説明を求めます。

岩城副町長。

○副町長（岩城辰己君） 本会議終了の大変お疲れのところ申し訳ありません。もう少しお時間をいただいて全員協議会の説明をさせていただきます。きょうは4項目ございまして、はじめに第5次白老町総合計画基本計画の改定についてであります。平成24年度まちづくりの指針となる第5次総合計画を策定し、31年度を目標次とし取り組んでございます。今年度が中間、折り返しの地点となります。基本計画がちょうど4年を迎えまして28年度より新たにスタートすることになります。基本計画についてであります。本年10月に白老町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。さらには町長公約、これらの内容も盛り込んだもので改定したいと考えてございます。年明け来年3月の議会に本計画を上程したいということで、庁内の検討委員会さらには町民が参加した有識者会議そういった中での会議を進めて作業を進める考えであります。本日については基本計画の改定趣旨及びスケジュールについてご説明をいたします。

次に2項目、白老町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてであります。本会議場でもご質問ございましたが、計画が27年度で2年をたった中で終えてございます。きょう説明する分につきましては28年度から次の計画という部分でご説明するもので、本日は北海道と事前協議中の過疎計画の素案、その概要説明と今後のスケジュールについてご説明申し上げます。

次に3項目の白老町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略「年次別推進プラン」の策定についてであります。人口ビジョン及び総合戦略はことし10月19日に策定しまして20日に公表しているところであります。戦略における目標いわゆるKPI等の達成に向けて効率的な事務事業の運営と年度ごとの推移に対する客観的な達成状況、要因、改善点の把握、検証を進める考えでございます。本日においては総合戦略の具体的実行計画であります年次別推進プランの策定目的、目指すべき効果についてご説明するものであります。

最後になります。東胆振定住自立圏共生ビジョンの策定についてであります。本年3月に中心市であります苫小牧市それから周辺本町も含めた1市4町でこの共生ビジョンを10月30日に策定いたしました。本日は共生ビジョン策定までの経緯や共生ビジョンの概要についてご説明申し上げます。この後それぞれの担当からご説明いたしますので、もうしばらくお時間を頂戴したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） 野村主査。

○企画課主査（野村規宗君） 第1点目の第5次白老町総合計画基本計画改定につきまして改定の要旨とスケジュールを私のほうからご説明申し上げたいと思います。

資料の1ページをお開き下さい。第5次白老町総合計画の概要につきまして大まかに掲載してございます。計画の要旨としましては、総論としまして計画の期間が8年間あります。基本構想、基本計画、実施計画この3層で構成されておりまして、現在改定中なのはこの真ん中にあります基本計画、こちら中間年度で必要に応じて見直しできるものとされてございまして、こちらの見直し作業を行ってございます。

続きまして2ページをお開き下さい。こちらの基本構想「町の将来像」「基本方針」「施策の体系」につきまして大枠で掲載してございます。こちらのほうの説明は割愛させていただきます。

続きまして3ページの基本計画。こちらのほうが現在改定中のものがございます。基本計画の体系といたしましては、(1)「将来像の実現に向けた重点プロジェクト」6つの重点課題に対応した重点項目に掲げ、重点プランとして14のプランを策定してございます。(2)「分野別計画」です。生活・環境、健康・福祉、教育・生涯学習、産業、自治の5分野につきましてそれぞれの施策に関する課題・背景、施策目標、基本事業をこちらのほうに掲載してございます。

続きまして4ページお開き下さい。最後に「計画の実現に向けて」ということで計画推進体制、進行管理の仕組み、予算・財政計画との連動について基本計画のほうで掲載させていただいてございます。

最後5ページの実施計画ですけれど、こちらのほうは基本計画で示された施策を実現するために個別事業や実施期間を明らかにして、まちづくりの取り組みと行財政運営を具体化するもので3カ年度を計画期間として毎年策定のほうを行っておりまして、今年度につきましては平成27年から29年度まで第4期の実施計画の策定を示してございます。

続きまして、6ページのきょうの説明の一番要旨になります、第5次総合計画後期基本計画の改定要旨につきまして簡単にご説明したいと思います。(1)まち・ひと・しごと創生総合戦略の第5次白老町総合計画における位置づけについてということで、10月に策定されました総合戦略が総合計画に対してどのような位置づけになるのかという部分を整理してございます。こちらのほうでは「財政健全化プラン」「行政改革大綱・実施計画」「都市計画マスタープラン」同様、人口減少対策として横断的制約計画として位置づけすることで調整を図り整合性を確保するという方向性で、下の体系図ごらんになっていただければ見やすいかと思います。(2)総合計画基本計画の新たな体系につきましては「将来像の実現に向けた重点プロジェクト」「分野別計画」「計画の実現」に向けて構成されている基本計画の体系についての変更については行う予定ではございません。主に「分野別計画」の施策におきまして、このあと資料1-1に示してございます。「基本計画前期総括における課題対応15項目」挙げてございます。「町長公約42項目」「総合戦略取り組み内容114項目」こちらに基づきまして施策に関する課題・背景や施策目標、基本事業の追加・修正を行う予定でございます。(3)策定体制及びスケジュールでございます。7ページと合わせてごらんになっていただきたいと思います。現在、各課からの意見を基に基本計画改定の素案を作成中でございます。合わせまして先日12月7日に第1回庁内で行います策定委員会委員11名と有識者会議、こちらは町民の皆様の方から組織されている委

員17名の有識者会議ですけど、それぞれ策定委員会、有識者会議を行ってございます。併せまして、現在、各課からの計画改定に向けて意見等を頂戴してございまして、今月末ぐらいに素案をある程度固めたいと思っております。その後、1月にパブリックコメントを町民の皆様の方にお示しして意見を頂戴いたしまして、それを全てまとめて2月中旬ぐらいまでには一定の方向性、形を議会の皆様の方にお出ししたいと考えてございます。それで最終的に3月の議会に上程させていただきたいと考えてございます。先程(2)のほうで触れました「基本計画前期総括課題対応」資料1-1をごらんください。9ページからなっておりますけど、それぞれの分野におきまして町民意識調査、町長総括、教育行政報告、計画指標達成度合い等を加味して、それぞれ分野におきまして成果と課題というものを簡潔に示させていただいております。生活環境分野においては成果5項目、課題が3項目、説明は省略させていただきま。続きまして3ページのほうは健康・福祉、成果2項目、課題は2項目と示してございます。教育・生涯学習分野では成果3項目、課題2項目、産業の分野につきましては成果3項目、課題5項目、最後自治のほうでは成果3項目、課題3項目とさせていただいております。

続きまして資料1-2をごらんください。こちらのほうは基本計画前期総括における課題と町長公約42項目、総合戦略114項目におきまして現段階の基本計画の基本事業、どこの基本事業に該当するのかという部分を示させていただいております。例えば最初の前期総括の地域公共交通の維持・確保の部分では基本事業でいけば日常生活を支える移動手段の維持・確保という部分で最後のページでいえば基本計画のページでございまして。こちらのほうで全て対応するというので、現在基本計画の事業の文章ですとか施策の基本事業、施策目標等を対応できるように改定を進めてございます。まず総合計画、基本計画、改定の要旨とスケジュールにつきましては以上でございまして。

続きまして2番目の過疎地域自立促進市町村計画(平成28年度から32年度)の策定につきましても私のほうから説明いたします。説明資料の2をごらんください。過疎地域市町村の概要を再度提示させていただいております。ご承知のとおり平成26年4月1日に過疎地域自立促進特別措置法の一部改正、法律が施行されまして白老町が過疎地域の指定となりました。26年から27年度までの計画現在策定され実施されてございます。2ページ目以降は過疎地域自立促進特別措置法の概要について再度掲載させていただいております。3ページの4番、過疎地域自立促進計画等についてをごらんください。左側のほうにございます第6条、市町村計画、現在つくっている市町村計画でございまして。こちらのほうの計画は法律上の義務づけは廃止されておりますけれども、このあとご説明する過疎法によります財政措置等につきましましては計画をつくっていなければいけないという部分がありますので、現在市町村計画のほうを策定中でございます。

続きまして4ページをごらんください。5番目、具体的施策として(2)過疎地域自立促進のための地方債、いわゆる過疎債といわれるものでございます。こちらのほうはあえて説明も必要ないと思っておりますけれども、過疎対策事業債の元利償還金の70%相当額は普通交付税の基準財政需要額に算入されることになっておりますということで、対象事業となっておりますそれぞれ産

業振興施設、公共通信施設、厚生施設等、教育文化施設、いわゆるハード事業といわれるものでございます。下のほうにあります過疎地域自立促進特別事業というのが、いわゆるソフト事業といわれるものでして資料2-1、国のほうでも示されている主にソフト事業としての例でございます。

続きまして5ページの1番上ですけれども、過疎債の活用事例でソフト事業につきまして過疎債の発行可能額算定方法として定められてございます。現在平成27年度基準で示さしていただいておりますけど、下の枠で囲まれているところ27年度白老町の発行可能額としては7,283万1,000円が過疎債の発行可能額となっております。その他具体的施策としましては(3)からそれぞれありますのでごらんいただきたいと思います。

続きまして6ページをお開き下さい。現在策定中でございます過疎地域自立促進計画の策定概要といたしまして1番目、期間としましては平成28年4月1日から平成32年3月31日までの5カ年計画期間を予定してございます。北海道のほうでも過疎地域自立促進方針というものを策定中ございまして、おそらく年内で決定されるといわれているものですが、こちらのほうと整合性をとるために5カ年計画としているところでございます。2番目に計画の構成でございます。こちらのほうは全て国のほうから指定してございまして(1)基本的な事項、(2)施策区分ごとの方針、この施策が①から⑨までの9項目でございます。(3)事業計画ということで平成28年から32年度までの事業計画と平成28年度の概算事業計画についてそれぞれの区分で整理するということとされてございます。

続きまして7ページの策定体制なのですけどスケジュール等と同じことになります。8ページのほうをごらんいただきたいと思います。先月の11月27日に2回目の北海道との事前協議を開始してございます。12月7日に町民に対しましてパブリックコメントを開始してございまして1月6日まで実施する予定でございます。道との事前協議も12月下旬ごろに回答予定と聞いてございますので、事前協議等を全て終えてから計画案の策定をいたしまして、北海道の本庁に対しましては正式協議を行いまして案の決定、議会に対しまして案の説明を再度させていただいて3月中に上程をしたいというふうに考えてございます。資料2-2のほうが現在北海道と事前協議中の白老町過疎地域自立促進市町村計画(案)でございます。55ページまで各事業等を掲載してございます。それ以降は参考資料といたしましてそれぞれの事業の概算事業費、5カ年分と28年度についてはそれぞれの財源内訳等含んだ概算事業計画について掲載させていただいてございます。過疎計画の策定概要については以上でございます。

○議長(山本浩平君) ただいま4本のうちの2本の説明がございました。1つ目が「第5次白老町総合計画基本計画の改定」もう1つが「白老町過疎地域自立促進市町村計画(案)」ということで2件の説明がありましたけれども、ここで一旦くぎって説明がありましたことに何か質疑がございます方はどうぞ。一読しただけでなかなか質疑といってもないかもしれないと思います。特に聞いておきたいということはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) なければ続けて担当課の説明を求めます。

江草主任。

○企画課主任（江草佳和君） 地方創生のほうを担当させていただいております企画課の江草と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。説明資料3に基づきまして白老町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略における「年次別推進プラン」の策定ということでご説明申し上げたいと思います。説明資料の1ページ目をごらんください。白老町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略年次別推進プラン策定についてということですが、人口ビジョン及び総合戦略、本編について簡単にご説明申し上げます。人口ビジョン及び総合戦略につきましては4月1日の創生本部の立ち上げ以降、議会、有識者会議の皆様方と議論させていただいた中で10月19日に策定させていただき翌20日に公表いたしました。将来像といたしましては、「みんなの心つながる、活力あふれる共生のまち（ウレシパ・モシリ）しらおい」を掲げておりまして、2020年象徴空間開設を契機といたしまして人口減少問題の克服、具体的には出生数の確保、人口の社会増及び地域力の向上、多文化の共生、雇用の確保、子育て環境の向上等の達成を目指すために策定をいたしました。人口ビジョンに関しましては、これらの人口減少対策を着実に推進するため、国立社会保障人口問題研究所が推計値として出しております2040年1万743人、2060年6,509人という人口減少の推移を何とか食いとめるべく、施策の推進によりまして2040年につきましては1万3,294人、2060年につきましては1万576人と人口目標を掲げまして施策を進めていきたいと考えております。具体的な取り組みといたしまして総合戦略でございますけれども、2020年の象徴空間整備を契機といたしまして人口減少抑制のために5つの柱の基づき取り組みを推進いたします。各柱ごとに取り組み重点プロジェクト化することで、より効果的な人口減少対策を推進していきたいというふうに策定いたしました。こちらにつきましては戦略上5つの柱、それに伴う26の主要施策、114の取り組み内容を掲げまして推進していきますことで人口減少対策を効果的に進めていくというふうに考えております。推進にあたりましては町民活動団体、関係機関、事業者、行政が相互に連携をし戦略を取り進めていく位置づけております。

続きまして2ページをごらんください。戦略における5つの柱と重点プロジェクトという部分について簡単にご説明申し上げます。柱①としましては象徴空間を中心とした多文化共生のふるさとづくりということで、こちら資料3-1、戦略本編52ページから56ページにおいて具体的な項目を示させていただいております。その中で重点プロジェクトといたしまして白老版DMOによる多文化共生のまちづくりプロジェクト、本編52ページと書いておりますが訂正させていただきたいのですが57ページとして訂正お願いします。大変申し訳ございませんでした。本編57ページに掲げております。白老版DMOまちづくり会社を設立いたしました多文化共生まちづくりに関する総合的なマネジメント体制を構築してまいります。

続きまして柱②観光による地域づくり・交流促進と移住定住の推進といたしまして、本編58ページから61ページにおいて掲げさせていただいております。重点プロジェクトといたしまして観光誘客・交流によるしらおい定住促進プロジェクト、本編62ページでございますけれども、おもてなしの環境整備・効率的な観光誘客・移住定住促進などにより、新たな人の流れを創出

していきたいと掲げております。

続きまして柱③特色ある産業・地域資源を活用したしごとづくり、本編63ページから66ページでございます。重点プロジェクトといたしまして「オンリーワン産業力強化」プロジェクト、本編67ページに記載しておりますけれども担い手発掘強化・起業化支援・浜の活力向上支援・食材王国ブランド強化などにより、産業力を強化してまいります。柱④結婚・出産・子育てが誇れる地域づくり、本編68ページから72ページでございます。重点プロジェクトといたしまして「子育てタウンしらおい」推進プロジェクト。具体的には子育て支援ブックレット作成配布・子育て交流イベント実施をキックオフとし、子育て環境の充実を図ってまいります。柱⑤絆が育む豊かな暮らしづくり、本編74ページから78ページでございます。重点プロジェクトといたしまして町民が主役「協働×（掛ける）支え愛（あい）＝（イコール）住みよいまちしらおい」推進プロジェクト、本編79ページ。具体的には高齢者生活支援・コミュニティ活動充実・防災防犯対策などにより、暮らしづくりを実現してまいります。

続きまして3ページをごらんください。実際の戦略に掲げた取り組み内容につきまして具体的にどのようなものが町の事業等に当てはまっていくのかというものを明示するために、どのタイミングに進めていくのか整理するために年次別推進プランを作成していきたいと考えておりまして、こちらのほうにつきましては5つの柱、26の主要施策、114の取り組み内容、詳細項目として195まで項目が広がっていくものでございます。こちらに対しまして「戦略の実現」に向けた事務事業といたしまして、主な担当課及び関係課、町内における関係団体、114の取り組み内容との関連づけ、実際の事務事業実施の期間を「年次別推進プラン」策定により関係事務事業の「見える化」していくようにしております。それを行うことによりまして目的と目指す効果がありますけれども、戦略における各取り組み内容等の目標（K P I等）達成に向けましてより効率的な事務事業の運営を図っていく。K P Iの達成度合いというものは有識者会議で毎年、検証を図っていくものでございますけれども、そちらにつきましては年度ごとの事業進捗に対しまして客観的な「事業達成状況・要因、改善点」より把握し検証しやすくするために策定するものであります。資料3-2のほうが現時点におけます、まだ完成形ではございませんけど各114の取り組み内容と195の詳細項目につきましての実際の事務事業の位置づけ、関係団体を明示化するための検討案というものでありまして、各課とそちらのほうの内容の確認調整を図っているところでございます。こちらのスケジュールにつきましては資料3に掲げさせていただいておりますけれども、今月初めから実際の内容の検討、調整を進めさせていただいております、来年1月下旬をめどに年次別プランの策定に向けて進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま、「白老町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」についての説明がございましたが、この件について何か質疑のございます方はどうぞ。

11番、西田祐子委員。

○11番（西田祐子君） 説明どうもご苦労様でした。1番最初のまち・ひと・しごと創生戦略の人口ビジョンのところでは2040年と2060年の白老町の人口ということで、こちらのいただき

た資料にも書いてはいるのですが、白老町ばかりではなく胆振管内とっていいのか近郊の人口とそういうものはつくっていないのか。北海道の全体といたらネットで道のホームページで見たらわかるのですが胆振管内のものってというのはわかりますか。つくっていらっしゃいますか。

○議長（山本浩平君） 対比してみたいということですね。

○11番（西田祐子君） そうです。白老町のはわかるのですが実際住民っていうのは近郊に行ったり来たりするものですから、その辺の動きを知りたいので資料をつくっていたら教えていただければと思います。

○議長（山本浩平君） 江草主任。

○企画課主任（江草佳和君） ただ今のご質問でありますけれども企画課といたしまして全ての市町村、管内の市町村の推移状況というのは申し訳ございませんが、まだ揃えておりません。それぞれの町でビジョンを策定しておりますので、そこら辺の情報につきましてはこちらのほうで確認を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） ほか、何か質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは次の説明を求めます。

安藤主事。

○企画課主事（安藤啓一君） 東胆振定住自立圏共生ビジョンの策定について、私企画課企画グループの安藤よりご説明申し上げます。よろしくお願いたします。お手元の資料表紙をめくっていただきまして1ページをごらんください。1つ目、定住自立圏構想についてということで、こちらについて皆様すでにご承知のとおりかと思っておりますが、定住自立圏構想につきましては平成21年に総務省が創設した制度でございます。法律ではなく柔軟な運用が可能となる「要綱」に基づく制度になっておりまして、こちらの構想の主な目的としましては地方創生総合戦略と同様、人口減少、少子高齢化が進行する中、圏域の中心となる中心市と、その近隣の市町村が役割分担し連携協力することによって圏域全体の生活機能を確保、人口の流出を抑制することを主な目的としています。なお、平成27年10月1日現在、全国123の自治体で中心市宣言なされておまして92市町村で共生ビジョンのほうで策定されております。1ページ目の右のほうについては定住自立圏構想のイメージ図となっております。

続きまして2ページ目、共生ビジョン策定までの経過についてですが、定住自立圏の形成までには総務省のほうで示しておりますのは3つの事務手続きが必要とされております。1つ目が圏域の中心的な役割を担う中心市が行う中心市宣言。2つ目が中心市と近隣市町村との間で結ばれる協定の締結。3つ目が協定内容に基づきまして具体的にどのような連携事業を進めていくのかといったところ掲載した共生ビジョンの策定といった3つが手続きとして求められております。2ページに記載の中身につきましては東胆振圏域での策定経過となっております。26年7月に苫小牧のほうで中心市宣言がなされて以降、ことし3月下旬に中心市の苫小牧と本町の間で協定のほう締結しております。それ以降、共生ビジョン策定に向けて協定に基づいた

具体的な連携事業の協議を行い、2ページ目の1番下記載してありますとおり共生ビジョン懇談会を設置、協議、検討、パブリックコメントの実施、東胆振4町の首長の意見照会等を行っております。二重四角線で囲った部分の詳細につきましては次の3ページに記載されております。簡単にご説明いたしますと、共生ビジョン懇談会という組織が7月と8月それぞれ1回ずつ開催されておりました共生ビジョンの案に対してさまざまなご意見をいただいております。共生ビジョン懇談会につきましては策定にかかる検討組織としまして、1市4町の圏域内における民間の事業者や地域の関係者によって各種分野、専門的な知識をもった方々で構成される懇談会となっております、こちらの検討を経ているところでございます。別添の資料4-2をごらんいただきたいのですが、資料4-2についてはビジョン懇談会の会議の場で各委員さんから出された発言内容となっております。共生ビジョンに大きく変更を生じた部分はないのですが懇談会からいただいた意見を参照に検討のほうを進めてきております。先程の資料に戻りまして9月24日から約30日間のパブリックコメントのほうも実施しております。結果としては意見提出件数としては1件寄せられてございます。なお、1件につきましては別添の資料4-3とおりとなっております。こちらのパブリックコメントの結果につきましても共生ビジョン策定にあたっての参考意見として承っているところでございます。パブリックコメントと並行しまして共生ビジョンの最終案を用いて東胆振4町の各首長の最終意思確認のほうを行ってございます。書面上での確認になるのですが、4町さまざまな意見を寄せられたこともあるのですが、大きくは3つの意見が寄せられているところであります。1つ目は共生ビジョンの具体的に連携を進めるにあたって協議する体制づくりを早急に構築してほしいといった旨の意見。2つ目が雇用・医療・交通・観光といった1つの自治体では少し限界があるような分野については広域連携が必要との観点もございましてので新たな取り組み協議をしてほしい。3つ目が総合戦略との連動性をもっと持たせてほしいと、大きな3つの意見が寄せられているところでございます。パブリックコメントそして首長の意見・照会を行った後に10月に第3回目の共生ビジョン懇談会を開催しまして10月30日づけで共生ビジョンを策定しております。

続きまして4ページをごらんください。共生ビジョンの概要についてご説明いたします。共生ビジョンの示す期間ですが総務省のほうで示している中身としましては、おおむね5カ年のビジョンとしております。東胆振定住自立圏共生ビジョンにつきましては平成27年から31年度までの5カ年を計画期間として毎年度見直しを図ることとしてございます。

続きまして共生ビジョンの構成についてです。構成についても大きく分けて2つ記載しております。1つ目が圏域の将来像についてです。別添の資料に移るのですが資料4-1の7ページから8ページをごらんください。圏域の将来像については圏域において人口定住を図るために必要な生活機能の確保を進めるため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図る観点で圏域が目指す姿をうたっているものでございます。資料4-1の7ページは世間一般的な諸情勢を踏まえた上での未来像を書いているものです。

続きまして8ページに当圏域で何に重点をおいて今後進めていくのか記載しております。重点施策として3つ掲げてあります。1つ目が医療・防災体制等の充実による「安心・安全」な

生活環境の向上。2つ目が地域公共交通ネットワーク強化による住民の足の確保と利便性の向上。3つ目が東胆振ブランド力の強化と交流人口の拡大。この3つを大きな柱と掲げております。また圏域が目指す大きなテーマとしましては8ページ目の1番下段、魅力あるポテンシャルを活かし安心して暮らし続けられる圏域を目指しますと掲げられております。説明資料4の4ページに戻っていただきまして、構成の2つ目としまして協定に基づき推進する具体的な取り組み連携事業がございます。こちらについては1つ目、生活機能の強化に係る政策分野。2つ目、結びつきやネットワークの強化。3つ目、圏域マネジメント力の強化の3つの分野における取り組み内容、スケジュール、関係してくる市町村等を記載しております。共生ビジョン上該当するのが別添の資料4-1に戻っていただきまして9ページ以降に記載しております。9ページと10ページには協定の内容と重複する部分なのですが、各分野において何に重きをおいて何を推進しているのかといったところを記載しております。生活機能の強化に係る政策分野としましては全部で9事業。結びつきやネットワークの強化に係る政策分野については全部で5事業。圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野については1事業ということで計15個の事業を掲げております。11ページ目以降にその掲げられた事業に対して圏域として具体的にどのような取り組みを進めていくのか詳細記載しております。

続きまして説明資料に戻っていただきまして5ページが共生ビジョンのたまかな概要となっております。

続きまして6ページの4つ目、定住自立圏構想推進に係る地方財政措置についてでございます。総務省のほうでは先程説明いたしました共生ビジョン策定した圏域については財政措置を講じることとしております。総務省で示しております財政措置としましては大きくは3つございます。1つ目が中心市及び近隣市町村の取り組みに関する包括的財政措置でございます。対象団体としましては共生ビジョンの策定をした圏域の中心市及び近隣市町村とされております。対象経費としましては共生ビジョンに記載されている事業に要する経費、また定住自立圏の各種取り組みについて圏域住民への普及啓発に要する経費としております。ここに示す対象経費の詳細につきましてはお手元の資料4-1の11ページ目以降に記載されております。11ページ目以降に各分野どのような事業費を要するのかということに記載されております。こちらが主な対象経費となっております。また措置額としましては近隣市町村1市町村当たり1,500万円を上限としておりますので、本町につきましては上限額1,500万円となっております。なお参考までに中心市の苫小牧市につきましては上限額8,500万円とされております。

続きまして説明資料4の7ページに戻りまして、2つ目の財政措置として外部人材の活用による財政措置についてでございます。定住自立圏共生ビジョンに基づく取り組みを展開するため圏域外における専門性を有する人材を活用するための経費に対して特別交付税措置があります。対象団体は共生ビジョンを策定した中心市と近隣市町村となっております。対象経費は専門家招聘に係る旅費や謝金、会議費、調査委託費等が該当しております。総務省のほうでは専門家についての例示としまして、内閣官房のほうで示しております地域活性化伝道師であったり、総務省のほうで示している地域人材ネット等を活用して外部人材の活用をしてもいいと

いうことで示しております。措置額としましては1市町村当り700万円を上限としておりまして措置期間はこの措置がされた年度から3カ年とされております。3つ目、病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置についてでございます。定住自立圏の中核的病院として位置づけられ、その名称が定住自立圏共生ビジョンに記載された市町村立病院または民間病院が中心となって行う病診連携の事業に要する経費に対して特別交付税措置されるとしております。こちらの措置額につきましては市町村が事業負担した額に対して0.8を乗じた額、上限としましては800万円というふうに示されております。主な対象経費としましては、中核的病院から各自治体の診療所への医師や看護師の派遣に要する経費であり、中核的病院による圏域内の巡回診療に要する経費とされております。最後8ページ下段、その他関係各省による支援策ということで総務省以外にも産業振興、教育分野等において定住自立圏構想推進のために国の関係各省による事業の優先採択がされるといったところも保障されております。その詳細につきましては9ページのほうに記載しております。9ページに記載の事業については今現在、総務省のほうで定住自立圏構想にあたって優先採択すると優先的に支援すると示している事業になっております。最後5番目、今後の予定についてです。今後の予定としましては1つ目、具体的取り組みを協議する体制づくりについてです。東胆振4町の首長の意見から寄せられたところもあるのですが、今現在この共生ビジョン策定されたことにあたって具体的に協議され、28年度から実施が決定している事業については職員の合同研修等の実施についてのみでございます。今後地域住民の目線に立ったうえで、地域公共交通や移住交流、防災等といった各分野において具体的にどのような連携事業ができるのかといったところを早急に協議する場が必要というところがありますので、体制づくりを27年度中から進めていきたいと考えております。また先程も説明申しあげましたビジョン懇談会につきましては、任期が2年となっておりますので、28年についても懇談会のほうを開催しまして27年度の取り組み事業の検証やビジョンの見直しについて協議をしていく予定でございます。説明は以上です。

○議長（山本浩平君） ただ今説明が終わりましたけれど、この関係について何かお尋ねしたいことございましたらどうぞ。

11番、西田祐子委員。

○11番（西田祐子君） 簡単なことを1つだけ。ここの説明のところ補助金が出るっていう形で措置額が書いていますけど1,500万、700万これは、その年度だけですか。5年間でしょうか。

○議長（山本浩平君） 安藤主事。

○企画課主事（安藤啓一君） 私の説明が不足しているところがあったのですが、こちらの財政措置につきましては補助金ではなく特別交付税措置とされております。なお単年度で終わるものではなくて、各年度1,500万円ずつ措置されることとされております。先程ご説明申しあげました包括的財政措置と病診連携に要する経費につきましては、その事業実施する5カ年に対して特別交付税措置がされることとされております。ただし、2つ目の外部人材の活用による財政措置につきましてはその事業実施した年度から3カ年といった時限つきの特別交付措置に

なっております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子委員。

○11番（西田祐子君） （3）措置額、上限800万円はいつからいつまでですか。

○議長（山本浩平君） 安藤主事。

○企画課主事（安藤啓一君） 今のご質問についてでございますが、病診連携につきましても年限なく特別交付措置されることとされております。説明漏れていたのですが東胆振圏域において中核的病院はどこも位置づけてされておりませんので、当圏域について今現在特別交付税措置は対象外ということになります。

○議長（山本浩平君） ほか、何かお尋ねしたいことありましたらどうぞ。

4番、広地紀彰委員。

○4番（広地紀彰君） 4番です。端的に質問します。資料の4-1の定住自立圏共生ビジョンの中で資料編の中に具体的な事業と内容があります。これについて27年度から具体的に連携事業として実施協議、さらに決定している事業は合同研修のみの実態というのは今報告いただいたのですが、事業費ってどのような整理で進んでいるのですか。

○議長（山本浩平君） 安藤主事。

○企画課主事（安藤啓一君） 今のご質問についてですが、27年度から事業費のほう記載していることなのですが、こちらについては今1市4町で実際に行われている既存事業の積み上げの総体の経費になっております。先程ご説明申しあげましたとおり毎年度ビジョンの見直しを図ることとしておりますので、今後協議の結果として新たに事業費要望することになれば年度ごとの事業費も変わってくることとなります。こちらの掲載している事業費については今現在わかり得る範囲で基本的には既存事業の積み上げ経費となっております。

○議長（山本浩平君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） 要するに資料編1の（1）ページ1番最初のところに103万7,000円と書いています。それが（11）ページの1番上の枠組みで支出整備事業、苫小牧市が103万7,000円やっていると。（1）ページから（2）ページの頭のところに1億4,824万8,000円ありますけど27年度、これは（11）ページの初期救急医療・広域医療体制の充実の（12）ページの合計欄1億4,248万円とそういう内訳になっております。

○議長（山本浩平君） ほか、ありませんか。なければ私のほうからお尋ねしてもよろしいですか。調印式の日には議長の立場で27年3月24日に締結式に出席はしておりますけれども、国の総務省のほうからやりなさいってということでやっているわけなのですが、本当に苫小牧が真剣にやるのかと率直な気持ちなのです。どちらかといえば経済圏に関して苫小牧は千歳あるいは恵庭のほうに向いているのは事実でありまして、1つ例にとりますと（6）ページ（7）ページ後ろのほう環境ということで協定の内容が甲と連携し甲とは苫小牧です。ごみの適正排出等について住民への意識啓発を行うとともに再生可能エネルギーの導入促進を図るなっていきますけど、現実的には白老は登別のほうとクリンクルセンターとおつき合いしているということもありますし、次の7ページの結びつきネットワークの強化に係る政策分野ということでバス

路線の維持（中心地である本市）苦小牧市、医療機関や商業施設といった都市機能を広域的に利用することができる。本当に実現できれば非常に越したことはないし、国のお金で見込みがあれば、今定例会で出た町内のデマンド交通とか違った意味で光もあてられるのかなと思いますけども、本当に現実的に事業を進めていくのであれば1番最後の20ページに定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿が載っています。白老からは福祉の分野、産業振興として観光協会さん、環境として白老清掃の方が列記されていますけれど、懇談会を年に1回か2回開いて話し合っただけかもしれません。学芸員の方も入っていますし、行政主導で首長同士が白老の場合はこれが必要なんだと、苦小牧の市長にお願いに行く、そういう姿勢がないとなかなか具体的に事業としては進まないのではないのか、形だけで終わってしまうのではないのかと懸念があるわけです。この点についての考え方お尋ねしたいと思います。

高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） 議長が言われたご心配の件は懇談会、担当者会議でも苦小牧市以外の町から出されているのです。1点目、資料編の（6）、（7）ページの協定の内容は各町によって、それぞれ分けていますので、例えば（7）ページの公共協定については苦小牧市は乙と連携していますが白老町は圏域内の公共交通手段の維持・確保に取り組むとされています。各市町との連携交通については今後の課題としているところであります。議長がお話しされたように、具体的な内容については先程説明ありましたが担当者部会を設置して、今後具体的な事業の取り組み協議が整っていない項目がある関係上、そういうものを行政側で協議をしてビジョン懇談会に図っていくと想定しております。例えば交通の問題もそういうものに取り組んでいくものと考えておりますし、また苦小牧市においては新聞にも掲載されていましたが総合開発特別委員会で報告されておりますけれど、その中で苦小牧市議のほうから例えば白老にできる象徴空間について1市3町で何か連携できないのかというお話もあって、それらについてもこの圏域で何らかの取り組みをしていきたいと発言がありましたので、苦小牧市についてもこの圏域を中心市としてリーダーシップをとって今後進めるものと考えております。

○議長（山本浩平君） 今の説明で多少理解できる場所があるのですが、やはり白老として中心市に求めることが何を求めることがいいのか選択した上で絞ってある程度やらないと、全般的にそれぞれの項目で一応全部網羅されているのか名前をそれぞれのところに入ってやりましょうという目標みたいなものです。例えば1ページに書かれている広域救急医療体制の充実及び病診連携ありますが、これらは非常に重要なことと考えられるのです。中央インターチェンジが高丘のあたりにできると思うのですが、そういった時の救急体制に関しては白老にとって市立病院を利用することで非常に大きなメリットがあると思うのです。ある程度特化した中で行政主導、理事者主導の中で、どんどんアプローチするぐらいの気持ちでやっていく必要があると思うのですが、この辺の考え方について副町長出席なのでお尋ねしたいと思います。

岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 議長からお話がありましたけれども、先程説明した項目の中に重点

の位置づけがあります。その中にご質問のあった地域公共交通の点もございまして、今までの白老町の課題、中心市17万都市ですから取り込める項目、我がまちでは無理でも圏域の東胆振としては取り込むことによって事業がなしえること。ビジョンの中に位置づけされていますので今後においてもその点はしっかり、町から市に向かって発言して事業化に展開できるように我々も理事者として苫小牧市のほうには訴えていきたいと思っています。ビジョン、定住自立圏、広域連携という部分の事業設定がどちらかというと国も広域を進めなさいという部分もありますけれど、まちの課題をうまく利用し活用しながら進められるものならうまく用いて課題解決につなげていきたいと考えています。以上です。

○議長（山本浩平君） 理解いたしました。よろしく願いいたします。ほか、何かお尋ねしたいことありましたらどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣言

○議長（山本浩平君） 以上をもって本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後 3時 7分）